

創立20周年記念誌

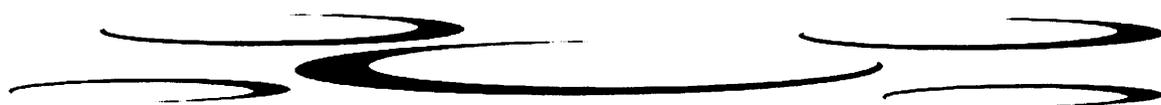
活動の記録



江別市見晴台自治会

目 次

発刊の言葉	見晴台自治会長 山田敏夫	1
祝辞	江別市長 三好 昇	2
	江別市自治会連絡協議会長 武田正義	3
沿革	見晴台と自治会の誕生	4
	自治会活動20年の歩み	8
	歴代役員	13
表彰	市長表彰	17
	江別市自治会連絡協議会長表彰	17
	自治会長表彰	17
統計図表	人口・世帯数・財務実績の推移	18
	財務状況の推移	19
規約類集	見晴台自治会規約	20
	見晴台自治会役員選考規程	22
	見晴台自治会館使用規程	22
	見晴台自治会館利用目的別使用料金別表	23
	旅費・通信費等支給規程	25
	見晴台自治会事業執行規程	25
	自主防災に関する規則および組織表	26
	会館改築基金および修繕資金積立規程	27
	表彰並びに慶弔見舞に関する規程	27
	会館見取図および設備の概要	29
活動点描	記録写真	30
記念事業	記念式典・祝賀会・植樹	44
実行委員会	名簿	46
区域限界	わが故郷の地図・鳥瞰景	47
編集後記		49



発刊にあたって



見晴台自治会長 山田敏夫

見晴台自治会

会長 山田敏夫

当自治会が、昭和62年に創立されて以来、20周年の記念すべきときを迎えましたことに、会員の皆様とともに心から喜びたいと存じます。

発足当初の世帯数は246戸でありましたが、10年後には1,300戸を数え、今では1,500戸を超える江別市内最大の自治会となっております。粒粒辛苦を重ねて今日までの礎を築いてこられた先輩の皆様から敬意と感謝を申し上げます。

また、行政や関係機関並びに近隣の自治会様のこれまでのご支援やご指導に対しましても厚くお礼申し上げます。

当自治会にとりましてこの20年間は、まさに成長期であり、急速な戸数の増加に伴う運営規模の拡大や新しく発生してくる諸問題への対処など、あらゆる困難を克服しつつ学び、力を貯えてきた期間であったといえます。

しかし、社会情勢は目まぐるしく変わりつつあります。中でも少子高齢化の波は、否応なしに進んでまいります。社会福祉の立場から地域内での相互扶助、横の繋がりが強く求められていますが、その一方では、個人情報保護ということ、地域や隣近所に対して門戸を閉ざして、孤立化の方向に向かっている傾向すら見られ、大きな矛盾を抱えております。

また自主的・自発的活動と自治会活動とのかかわり方も複雑になってきており、本来の自治会活動のあり方が問われつつあるようにも思います。

更に、組織が肥大化したことによって

①物事の決定・進捗に時間がかかる。

②広報・連絡等がスムーズに行き届かない。

③隣近所をはじめ親睦・交流の気運が薄らぐ傾向にある。

等々の問題も提起されています。

これら課題の一つひとつの解決を図り、住み良い街づくりを進めてまいりたいと願っております。

一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

20周年を祝して



江別市長 三好 昇

江別市長
三好 昇

見晴台自治会創立20周年を心よりお祝い申し上げます。

貴自治会は、まちの都市化が進む中で、見晴らしの良い丘陵地帯の宅地化により、急速な発展を遂げて来られました。昭和62年の自治会創立時、地域の人口は約1,200人、自治会加入世帯数は246世帯でありましたが、現在では人口約5,200人、加入世帯は1,520世帯を数え、人口では約4倍、世帯数では約6倍に成長するなど、街並みや暮らしの利便性は大きく変貌しております。

こうして20周年を迎えるまでには、歴代の会長さんを始め、各役員の皆様、自治会を支える多くの方々のご努力と様々な活動があったものと心から敬意を表する次第であります。

近年は住民の価値観が多様化し、物質的豊かさから個々のライフスタイルを大切にし心の豊かさを求める傾向へと変化しているようです。また、核家族化の進行や年少人口の減少、高齢者人口の増加などにより、地域を取り巻く環境も大きく変わって参りました。

このような情勢の中で、地域社会への帰属意識を高めていくことは大変難しくなっております。しかし、多様化する住民の意見や要望を反映するには、行政と住民とがともに力を合わせてまちづくりを進めて行くことが不可欠になっており、地域住民の連帯と自治会活動の一層の活性化に対する期待は益々高まっております。

江別がひとときわ元気に発展していく上からも、市民それぞれのできることは市民自らが行き、一人でできないことは互いに支えあい、市民だけで難しいことは行政とともに行うという市民協働の思想のもとで、住んで良かった、住み続けたい、住んでみたいと思っただけの街を築いて参りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

見晴台自治会の今後の益々の発展をお祈り申し上げまして創立20周年にあたってのお祝いのことばいたします。

見晴台自治会創立20周年 おめでとうございます



江別市自治会連絡協議会
会長 武田正義

江別市自治会連絡協議会
会長 武田正義

創立20周年を迎えられた会員の皆様には、感慨深いものがあるものと存じます。

見晴台自治会は、昭和62年4月の発足以来、会員の皆様の協調によって、すばらしい発展を遂げられ、現在も尚見晴台の隆盛のため活躍されておられる皆様に敬意を表します。

思えば江別市の発展は札幌市の発展と連動しベッドタウンとして、交通の便利さから発展したものです。見晴台自治会の発展には驚くべきものがあります。自治会発足の昭和62年の戸数は全市の0.8パーセントでしたが現在は約3パーセントを示し、全市一の自治会として君臨しています。

見晴台は地勢的にも住宅地として整備された土地柄から、標高20メートルという高台は生活環境としても安全性が高く、隣接地の元江別の未開発地はやがてホームマック・生活協同組合コープ札幌等大型店舗が進出し、住民の生活環境は他地域に比較して本当に恵まれていると言わざるを得ません。

このような好条件の環境にあって、会員の皆様はすばらしい自治会を創立し、育成し、そして協働の街づくりに尽力されておられることに対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

歴代の自治会長さんは、自治会役員に各層の経験者を当てられ、住民を思い、住民のために自治会を運営されて参りました。

創立20周年は節目の1つです。今後も会員の皆様と共に、江別市内自治会の牽引役としての諸活動をお願い申し上げます。

見晴台自治会の今後の御活躍と御隆盛を祈念申し上げ、お慶びのことばと致します。

見晴台と自治会の誕生

1 見晴台地区の沿革（概要）

石狩川の支流、世田豊平川沿いの小高い丘陵地帯であったこの地は、約4,000年前から先住民族の地であり、多くの遺跡が発掘されています。



当地の開拓は、屯田兵村として明治17年（1884）頃に遡り、その多くは農耕地として拓かれ、その後一部を競馬場として供されましたが、昭和19年（1944）、国策により王子



古墳文化が終りを告げようとする西暦七世紀頃に、東北地方北部を中心として「群集墳」と呼ばれる古墳群が造られるようになります。この群集墳は、大和政権の支配地に組み入れられた東北地方南部との接触交流の下に、古墳文化圏の北方地域に成立した。独特の墓制と考えられます。この墓制は九世紀頃まで受継がれ、地域的には津軽海峡を越え北海道にも波及します。北海道の群集墳は、石狩川流域の三カ所（江別・恵庭）に限られた地域に築かれています。江別古墳群は、このうちのひとつで、八世紀後半から九世紀にかけて造営されたと考えられています。江別古墳群は、昭和六年に後藤寿一氏によって発見され、一部が調査されました。その後昭和五十五年の道路工事に伴う調査などにより二十一基の存在が確認されました。現在は十八基が旧豊平川を眼下に見下ろす丘陵上に残されています。古墳は、直径三〜十メートルの大きさで、環状または一端が開く周溝がめぐります。古墳の中央部には、周溝から掘り上げた土を盛り、高さ一メートルほどの墳丘を築いたと考えられています。被葬者の埋葬方法は、墳丘中央を掘下げ、木棺をじかに埋葬したものとみなされ、主体部には鍔手刀、毛抜形刀、鉄製刀子、耳環や勾玉など本州からもたらされたものが副葬されていました。このことから、古墳の被葬者は当時の律令体制下にあった地域と深く関わった人々と考えられています。

国指定
史跡 「江別古墳群」

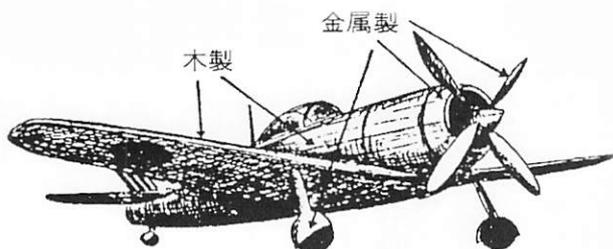
平成十年九月十一日 指定

江別古墳群は、群集墳のもっとも北に位置し、北海道に現存する唯一の古墳群として、当時の北海道地域と律令支配の及んだ地域との交流を考える上で極めて重要な遺跡として国の史跡に指定されています。

平成十年十一月

江別市教育委員会

見晴台と自治会の誕生



胴体と翼は道産の「エゾマツ」材、昭和20年(1945)5月、1号機が完成し、終戦までに3機生産されました。

航空機(現・王子製紙株式会社)製作の木製戦闘機(キ106)が飛び立つ飛行場に変貌しました。

戦後、農地改革により、地元地権者から宅地化推進の声が高まり、組合を設立して区画整理事業に着手、昭和61年(1986)10月その完成をみました。また、市の中央部に長く延びる丘陵地帯は、北海道考古学発祥の地と言われているように、数多くの貴重な文化財が眠っています。

見晴台は、この丘陵の一角に位置し、以前から遺跡の存在が知られており、そのため、造成にあたった組合の協力のもと、江別市教育委員会の手によって発掘調査が進められました。



発掘作業は、「元江別3」及び「旧豊平河畔」と呼ばれている2ヶ所の遺跡について行われ、縄文中期(約1,500年前)のものまで、多数の遺跡や遺物・石器・土器などと共に、続縄文期の住居跡が約40軒もみついている文化財埋蔵の土地(文部省の確認標識)でもあるのです。

見晴台と自治会の誕生

2 見晴台の由来

火力発電所のある辺に、嘗て坊主山という小さい山と、その隣、対雁墓苑を挟んで西に10米程の高さの山がありました。周囲の地形が低い窪地の原野であったため、とても見晴らしがよく、四季を通じ周辺の子どもの手頃な遊び場になっていました。

これらの山々は、昭和19年(1944)、王子航空機が木製飛行機を製作したとき、飛行場用の整地に伴い、また、坊主山は火力発電所建設の際、いずれも切り崩され、その姿を消してしまいました。

見晴台という名称は、土地組合が保留地を分譲するに当り、眺望の素晴らしかった小山に因んで名付けられたものです。

3 見晴台自治会館と見晴台シルバー「ふれあい会館」

自治会活動の拠点である「自治会館」は、総工費4,000万円をかけ、当時、市内一のマンモス自治会「元江別自治会」から、昭和62年(1987)分離独立する見晴台住民のため、自治会発足よりひ



と足早い、昭和61年(1986)10月5日に完成しました。

昭和62年(1987)4月29日、同会館で自治会設立総会が盛大裡に開催されました。平成6年(1994)には、865万円をかけ増築が行われ、また8年(1996)には、床の全面改修と会館周りの付帯工事、11年(1999)には外壁・屋根塗装、14年(2002)には内部改修・駐車場整備、15年(2003)～16年(2004)にも内部補修・塗装工事と行われ、文字通り自治会活動の拠点として今日に至っています。



シルバークラブの活動拠点である「見晴台シルバーふれあい会館」は、牧場町在住の土蔵辰馬氏の尽力により実現したものです。

見晴台2番地内にあつて、当時すでに解散していた元江別土地区画整理組合が、事務所として使用していた建物を、無償かつ移転費用も組合負担とし、更に共同募金会江別市支会からの補助金を得て、建物の補修整備・電気・水道の設備など、直ちに使用可能な状態で、見晴台自治会に引き継いで下さったものです。

見晴台と自治会の誕生

昭和63年(1988)8月5日から使用を開始し、名称は見晴台シルバークラブ会員によるアンケートにより決定されました。

4 「見晴台自治会」設立に至る経緯

昭和61年度(1986)の、元江別自治会定期総会において、市内最大の自治会に発展している実情に鑑み、見晴台地区を分離する方針が明らかにされました。

自治会の運営上、最も標準的世帯規模は、凡そ500戸程度と言われており、当時の元江別自治会は1,660戸、三つの自治会を擁している規模のうえ、地域も広く、巨大化した自治会の円滑なる運営を図

るために、役員各位が非常な労苦をされ、再三の分離についての論議を経て定期総会に提案されたものです。

分離については、位置・将来性など、多岐にわたり思考されました。

見晴台自治会が発足すれば、対雁自治会から移りたいという希望者もおり、これらの世帯を加えると300戸を超えることや、過去の実績から年間70戸程度の増加

を続けていることなど、分離に必要な諸条件を備えていると判断され、分離案が採択されました。

21区に居住する元江別自治会役員と、61年度(1986)の地区班長で自治会設立準備委員会を立ち上げ、数度の協議を重ね見晴台自治会が誕生しました。

(参考書目 自治会創立10周年記念誌)



自治会活動20年の歩み

できごと

昭和61年度 (1986)

10月 5日	見晴台自治会館竣工・落成式		
	会館総面積	413.83㎡(125.20坪)	
	敷地(市有地)	2,856.88㎡(865.72坪)	

昭和62年度 (1987/4/1~1988/3/31)

4月29日	自治会創立総会	398世帯	15班制施行
4月	見晴台自治会規約施行		
〃	自治会費月額400円、特別会費月額100円の徴収決定		
〃	8部体制で発足(総務・会計・青少年育成・交通安全・火防衛生・婦人・防犯・福祉の各部)		
〃	見晴台自治会館使用規程施行		
5月	交通安全啓蒙看板の設置(毎年実施)		
6月	婦人部による資源物回収開始(毎月実施)		
7月	「見晴台自治会住民カード」作成		
〃	朝のラジオ体操実施(夏休み期間中は青少年育成部で調整、毎年実施)		
9月	婦人部研修旅行(毎年実施)		
3月	見晴台シルバークラブ結成		

昭和63年度 (1988/4/1~1989/3/31)

4月	第2回 定期総会	475世帯	5区 24班体制
〃	会館運営部を新設し8部から9部体制へ改編		
〃	対雁自治会(現9区の大部分)から見晴台地区居住者83世帯、見晴台自治会に編入		
〃	区制を施行(5区24班に編成)		
〃	見晴台自治会館整備基金積立て及び使用内規施行		
5月	元江別土地区画整理組合から寄付金300万円を受領		
〃	少年野球クラブ結成		
〃	婦人部による資源回収 年間6回(奇数月)実施		
〃	犬の糞害に対する啓蒙看板の設置(毎年実施)		
8月	老人クラブ集会所(見晴台シルバークラブ「ふれあい会館」)使用開始		
〃	七夕まつり実施(毎年実施)		
〃	見晴台盆踊り大会実施(3日間、毎年実施)		
9月	見晴台自治会敬老会実施(毎年実施)		
1月	冬休みお楽しみ会(毎年実施)		

平成元年度 (1989/4/1~1990/3/31)

4月	第3回 定期総会	592世帯	5区 28班体制
5月	花いっぱい運動の実施(シルバークラブと共催、毎年実施)		
9月	ゲートボールコート完成、使用開始		
10月	民生委員・児童委員の推薦 2名		
12月	自治会館に専任会館管理人常備		
〃	見晴台自治会館使用規程・内規(会館管理責任者事項)施行		
1月	冬休みお楽しみ会をスノーフェスティバルと改称開催(毎年実施)		
3月	自治会特別会費100円を廃止		

平成 2年度 (1990/4/1~1991/3/31)

4月	第4回 定期総会	686世帯	8区 37班体制
〃	旅費・通信費及び報酬等支給規程施行		
〃	交通安全部と防犯部を統合、福祉部休部の7部体制		
〃	自治会活動功績者表彰1名(自治会)		

自治会活動20年の歩み

- 8月 見晴台キャンプ村開催(毎年実施)
- 〃 クラブ「豊太鼓」結成
- 〃 盆踊り大会を「見晴台夏祭り」と改称し開催(3日間、毎年実施)
- 9月 見晴台土地区画整理組合より街路灯設置費として250万円、自治会館前駐車場の舗装・太鼓1張購入、会館前に街路灯2基設置の寄贈を受ける
- 1月 自治会新年会開催(毎年実施)

平成 3年度 (1991/4/1~1992/3/31)

- 4月 第5回 定期総会 942世帯 9区 41班体制
- 〃 資源回収は、婦人部と青少年育成部が隔月交互に実施
- 7月 見晴台土地区画整理組合よりゲートボールコート一面及び街路灯3基設置の寄贈を受ける
- 〃 一般公募により、地域内道路の名称決定(見晴台公園通り・並木通り・ふれあい通り)
- 8月 地域内に郵便ポスト設置
- 10月 自治会活動功績者表彰1名(江別地区連)

平成 4年度 (1992/4/1~1993/3/31)

- 4月 第6回 定期総会 1,189世帯 10区 55班体制
- 〃 見晴台自治会事業執行規則施行
- 〃 同上総会において、環境部・文化部・社会福祉部を新設、10部体制に改編
- 〃 自治会活動功績者表彰1名(江別地区連)
- 6月 市の補助金250万円を受け、太鼓・宮太鼓6張・太締太鼓1張を購入
- 8月 自治会館大広間二階に物置設置
- 10月 民生委員・児童委員の推薦 3名
- 11月 文化祭開催(3日間、毎年実施)
- 〃 見晴台郵便局開局
- 〃 見晴台土地区画整理組合より、自治会館に時計設置と自治会全世帯にタオルの寄贈を受ける

平成 5年度 (1993/4/1~1994/3/31)

- 4月 第7回 定期総会 1,363世帯 11区 61班体制
- 〃 同上総会において、冬期除・排雪費用として月額200円徴収を決議し、会費を月額600円に決定
- 10月 見晴台土地区画整理組合から自治会館増築費の一部として115万円の寄付を受ける
- 2月 全地域内除・排雪の実施(毎年実施)

平成 6年度 (1994/4/1~1995/3/31)

- 4月 第8回 定期総会 1,431世帯 13区 74班体制
- 〃 慶弔見舞に関する内規施行
- 〃 自治会活動功績者表彰3名(自治会)
- 10月 自治会館増築完成(洋室 62.37㎡) 総面積476.20㎡(144.3坪)
- 3月 見晴台「自治会だより」第1号の発刊(毎月発行)
- 〃 見晴台1番地(現10区)53区画(王子不動産KK造成地)編入

平成 7年度 (1995/4/1~1996/3/31)

- 4月 第9回 定期総会 1,492世帯 13区 78班体制
- 〃 学校週休5日制対策(茶道・将棋クラブ等発足、定例実施)
- 7月 シルバークラブ役員との合同会議
- 10月 民生委員・児童委員の推薦 5名
- 1月 自治会マーじゃん大会開催(毎年実施)

自治会活動20年の歩み

平成 8年度 (1996/4/1~1997/3/31)

4月	第10回 定期総会	1,534世帯	13区 81班体制
〃	自治会活動功績者表彰3名(自治会)		
5月	地域安全活動推進委員推薦	5名	
〃	自治会館床全面改修		
〃	自治会活動功績者表彰1名(江別地区連)		
6月	共同募金会江別市支会委員推薦	2名	
〃	自治会創立10周年記念事業実行委員会設置		
8月	近隣3自治会役員交流会		
10月	自治会自主防災規則制定		
〃	自治会活動功績者表彰	7名(江別地区連)	
12月	見晴台13番地(現7区), 15区画(平成建設KK造成地)編入		

平成 9年度 (1997/4/1~1998/3/31)

4月	第11回 定期総会	1,611世帯	13区 80班体制
〃	自治会自主防災規則施行		
〃	自治会創立10周年記念誌発行		
〃	自治会創立10周年記念式典・祝賀会		
5月	自治会役員選考規程施行		
7月	交通安全・環境整備功績者表彰	1名(交通安全推進委)	

平成10年度 (1998/4/1~1999/3/31)

4月	第12回 定期総会	1,655世帯	13区 87班体制
〃	見晴台文庫設置規程施行		
〃	見晴台シルバークラブ創立10周年記念式典・祝賀会		
5月	地域安全活動推進委員推薦	5名	
〃	江別市明るい選挙推進委員推薦	2名	
〃	見晴台文庫開設(会館管理人常置)		
〃	自治会活動功績者表彰1名(江別市)		
6月	共同募金会江別市支会委員推薦	2名	
10月	自治会活動功績者表彰3名(江別地区連)		
〃	民生委員・児童委員推薦	7名	
11月	民謡同好会結成		

平成11年度 (1999/4/1~2000/3/31)

4月	第13回 定期総会	1,688世帯	13区 87班体制
〃	見晴台豊太鼓10周年記念公演		
5月	青少年健全育成功績者表彰	4名(江別地区青少年育成会)	
〃	見晴台自治会住民カード(更新)		
〃	近隣3自治会役員交流会		
〃	少年野球クラブ(休止)		
6月	自治会館外壁・屋根全面塗装		
8月	見晴台文庫閉庫、見晴台文庫設置規程廃止(対雁小学校に寄贈)		
11月	多目的広場(調整池)完成		
1月	資源物分別収集説明会(3回開催)		

平成12年度 (2000/4/1~2001/3/31)

4月	第14回 定期総会	1,691世帯	13区 89班体制
〃	地域安全活動推進委員推薦	5名	
〃	江別市明るい選挙推進委員推薦	2名	

自治会活動20年の歩み

5月	多目的広場(調整池)使用開始
〃	シルバークラブ役員との合同会議
6月	共同募金会江別市支会委員推薦 2名
7月	近隣3自治会役員交流会
〃	自治会財政検討委員会設置
10月	自治会館「案内標」設置
〃	自治会活動功績者表彰 2名 (江別地区連)

平成13年度 (2001/4/1~2002/3/31)

4月	第15回 定期総会 1,710世帯 13区 90班体制
〃	婦人部・青少年育成部による資源回収を中止し、業者委託とする(月2回、回収車巡回)
〃	見晴台自治会館整備基金積立規程及び使用内規を廃止
〃	見晴台自治会館改築基金及び修繕資金積立規程施行
5月	自治会活動功績者表彰 7名(江別市)
〃	草花の会結成
7月	自治会館に郵便受け設置(平成18年5月更新)
8月	自治会夏祭り (今年度から2日間日程)
〃	見晴台キャンプ村 (休止)
10月	自治会活動功績者表彰 16名(江別地区連)
11月	自治会文化祭 (今年度から2日間日程)
12月	民生委員・児童委員推薦 8名
〃	自治会館ホール、カーペット張り

平成14年度 (2002/4/1~2003/3/31)

4月	第16回 定期総会 1,753世帯 13区 92班体制
〃	青少年育成委員推薦 1名
〃	地域安全活動推進委員推薦 5名
〃	クラブ「豊太鼓」自治会より分立
5月	江別市明るい選挙推進委員推薦 2名
〃	見晴台パーソナルコンピュータクラブ結成
〃	自治会館駐車場整備及び花壇改良
6月	共同募金会江別市支会委員推薦 2名
7月	自治会館内部一部改修
8月	タウンミーティングin見晴台の開催(江別市)
10月	自治会活動功績者表彰 1名(江別地区連)
11月	自治会文化功労者表彰 1名(自治会)

平成15年度 (2003/4/1~2004/3/31)

4月	第17回 定期総会 1,749世帯 13区 92班体制
7月	自治会館内部改修
〃	多目的広場(調整池)閉鎖
8月	花のある街並みづくりコンテスト努力賞受賞
9月	敬老会(今年度から75歳以上対象)
〃	自治会役員選考規程一部改正
10月	自治会活動功績者表彰 4名(江別地区連)
12月	自治会館防火対象物報告特例認定書交付される

平成16年度 (2004/4/1~2005/3/31)

4月	第18回 定期総会 1,781世帯 13区 92班体制
〃	区名変更(5→8・6→9・8→5・9→6区)

自治会活動20年の歩み

- 4月 地域安全活動推進委員推薦 5名
- 〃 自治会活動功績者表彰 4名(自治会)
- 〃 江別市明るい選挙推進委員推薦 1名
- 5月 自治会活動功績者表彰 5名(江別市)
- 6月 共同募金会江別市支会委員推薦 2名
- 〃 家庭ゴミ有料化実施説明会(地区6回開催)
- 〃 自治会館内部補修
- 7月 ゴミ排出協力員委嘱 6名、及び美化推進員委嘱 2名(任期2年)
- 8月 花のある街並みづくりコンテスト最優秀賞受賞
- 〃 七夕(休止)
- 10月 家庭ゴミ有料化実施
- 12月 民生委員・児童委員推薦 9名
- 1月 自治会員アンケート調査実施

平成17年度 (2005/4/1~2006/3/31)

- 4月 第19回 定期総会 1,788世帯 13区 92班体制
- 〃 地域自治会活動支援事業補助金の基準示される
- 〃 江別市明るい選挙推進委員推薦 1名
- 〃 日赤江別市地区社資募集協賛委員推薦 1名
- 5月 自治会活動功績者表彰 1名(江別市)
- 〃 自治会員アンケート集約(全会員に配布)
- 7月 自治会館一部塗装
- 〃 自治会活動功労者表彰 1名(自治会)
- 8月 むつみ会(高齢者の交流活動)、社会福祉部及び協力者により活動開始
- 11月 自治会案内図看板設置(自治会館入り口)
- 3月 見晴台自治会住民カード更新

平成18年度 (2006/4/1~2007/3/31)

- 4月 第20回定期総会 1,809世帯 13区 92班体制
- 〃 自治会活動功績者表彰 7名(自治会)
- 5月 江別市明るい選挙推進委員推薦 1名
- 〃 美化推進委員推薦 2名
- 〃 ゲートボールコート閉鎖
- 6月 簡易保険手数料の廃止(郵政公社)
- 〃 健康づくり「はつらつ教室」開設
- 7月 ふれあい会館屋根改修
- 〃 自治会創立20周年記念事業実行委員会設置
- 〃 地域子育てサロン「みはらし」開設
- 8月 花のある街並みづくりコンテスト優秀賞受賞
- 9月 街路灯設置(15基)

* (年度毎世帯数は市の統計資料による)



歴代役員

役名	時系列	昭和62年度 1987/4 ~ 1988/3		昭和63~平成元年度 1988/4 ~ 1990/3		◎ : 部長(任期中の変更含む) 平成2~3年度 1990/4 ~ 1992/3	
		初代	代	第2~3代	第4~5代		
会長	長	石垣準蔵		石垣準蔵		和田一男	
副会長	長	印部英一		印部英一		塚本慶明	
		佐々木利夫		進藤弘		小西信雄	
総務部	部	◎ 和田一男		◎ 佐々木利夫		◎ 常見邦夫	
		大森彪		豊野浩司		秋山博	
会計部	部	◎ 遠藤喜悦		◎ 遠藤喜悦		◎ 佐々木亮	
						渡辺勝義	
青少年育成部		◎ 依本正平		◎ 依本正平		◎ 木滑満	
		高橋憲一		高橋憲一		十良澤茂	
防犯部	部	◎ 西村信夫		◎ 西村信夫	}	}	}
		竹田誠		竹田誠			
交通安全部	部	◎ 南寿春		◎ 手塚昭夫	}	}	}
		手塚昭夫		南寿春			
交通防犯部					新設		◎ 西村信夫
火防衛生部	部	◎ 鈴木芳男		◎ 鈴木芳男	}	}	}
		外山茂		渡辺勝治			
福祉部	部	◎ 田中雄一		◎ 田中雄一	}	}	}
				富室隆			
婦人部	部	◎ 池田和子		◎ 池田和子	}	}	}
		一柳祥子		鈴木春江			
婦人部	部	鈴木春江		木滑幸江	}	}	}
				梶井祥子			
会館運営部	部				}	}	}
監事	部	市川一夫		◎ 遠藤喜悦→石垣準蔵	}	}	}
		佐々木亮		市川一夫			
1区	長			佐々木亮	}	}	}
				大森彪			
2区	長			竹村英夫	}	}	}
				小西信雄			
3区	長			山崎忠志	}	}	}
				常見邦夫			
4区	長				}	}	}
				伊藤勝利			
5区	長				}	}	}
				山岸勝明			
6区	長				}	}	}
				田中孝一			
7区	長				}	}	}
				市川一夫			
8区	長				}	}	}
				吉田祐典			
9区	長				}	}	}
				堀 豊			
							土田耕三
							山口忠志
							石坂 實
							米屋博人
							小森幾二
							園部真幸

歴代役員

◎：部長(任期中の変更含む)

役名	時系列	平成4～5年度	平成6～7年度	平成8～9年度
		1992/4 第6～7代	1994/4 第8～9代	1996/4 第10～11代
会 長		佐々木利夫	佐々木利夫	佐々木利夫
副 会 長		塚本慶明 池田和子 小西信雄 佐々木亮	佐々木亮 市川一夫 斎藤良三	佐々木亮 市川一夫 斎藤良三 伊藤勝義
総 務 部		◎ 常見邦夫	◎ 常見邦夫	◎ 常見邦夫
会 計 部		石坂 賢 ◎ 岡田典雄 伊藤勝義 ◎ 木滑 満	南 寿春 ◎ 伊藤勝義 坪山幸夫 ◎ 木滑 満	南 寿春・石坂 賢 ◎ 西村光治 半沢 豊 ◎ 木滑 満
青 少 年 育 成 部		井下田実春 南 寿春 川端啓司 仲西正彰	井下田実春 仲西正彰 和田正司 林 哲夫	仲西正彰 和田正司 落合利昭 赤坂光弘
交 通 防 犯 部		◎ 西村信夫 土田耕三 小林 賢	◎ 村松光男 金沢純一 藤島秀夫	◎ 村松光男 金沢純一 藤島秀夫
火 防 衛 生 部		◎ 山口忠志 近藤光一 奈良崎清治	◎ 石坂 賢 熊本良広 薮 研治 奥村利幸	◎ 松本敦一◎松本智子 近藤克馬 山田 薫 村上文彦
社 会 福 祉 部		◎ 市川一夫 渡邊宗守 塙 宣彦	◎ 高井政信 桜木光雄 魚住泰久	◎ 魚住泰久 赤石久志 安田 聡
環 境 部		◎ 斎藤良三 山崎忠志 元田国光	◎ 元田国光 山崎忠志 佐藤良次 米倉哲也	◎ 元田国光 山崎忠志 佐藤良次 米倉哲也
文 化 部		◎ 吉田祐典 荒木正幸 松原秀雄 浦本理作	◎ 荒木正幸◎福島明仁 岡崎良生 土井 洋伸	◎ 龍本英世 相沢 博明 鈴木博明 相座正幸
婦 人 部		◎ 常見仁子 亀谷喜代恵 南真知子 大宮節子 関沢由紀子 今井邦子 山下美智子	◎ 常見仁子 亀谷喜代恵 大宮節子 田上千鶴子 小滝信子 中村仁子 山本由美子 鳥山登貴子 平山まり子	◎ 山本由美子 村田陽子 刈谷悦子 藤田真弓 藤山由利枝子 長岡達子 川村久美 塩田みどり 中村玲子 中村美智子 相河房子 上田登貴子 黒宮奈穂美 森口英子
会 館 運 営 部		◎ 伊藤勝利 山岸勝明 田中孝一	◎ 石井次雄 田中孝一 岡崎晃三	◎ 石井次雄◎伊藤勝義 岡崎晃三 山田敏夫
監 事		菅原関司→菅原春江子 小西辰雄 小林 剛 石向成雄 古川正男 北口邦男 米屋博人 小森幾二 中園真一 龍 本 英	◎ 石井次雄 田中孝一 藤原幸三 廣田三治 野村照男 栗山一則 三橋 哲 龜岡 守 杉本敏夫 山久守英 龍下 村 良	◎ 石井次雄◎伊藤勝義 岡崎晃三 山田敏夫 藤原京子・織田 偵二 南 雄 鍋 幹男 真吉田治 野村信秀 長 洞 義 三 橋 勝 清野 雅 玉 槻 伸 江 良 幸 常 磐 井 武 宮 本 雅 松 下 幸 治
1	区	長		
2	区	長		
3	区	長		
4	区	長		
5	区	長		
6	区	長		
7	区	長		
8	区	長		
9	区	長		
10	区	長		
11	区	長		
12	区	長		
13	区	長		

歴代役員

◎：部長(任期中の変更含む)

役名	時系列	平成10～11年度	平成12～13年度	平成14～15年度
		1998/4～2000/3 第12～13代	2000/4～2002/3 第14～15代	2002/4～2004/3 第16～17代
会長		佐々木利夫	田中孝一	田中孝一
副会長		佐々木亮 田中孝一 市川一夫 山田敏夫	山田敏夫 山岸勝明 久守信章 高田義信	山田敏夫 山岸勝明 久守信章 山本由美子
総務部		◎常見邦夫→◎久守信章 石坂實	◎石坂實→◎田口国夫 小番長作 渡辺勝義	◎大桶修一 小番長作 斎藤克博
会計部		◎西村光治 福島明仁 ◎木滑満 赤坂光弘	◎西村光治 和田正司 ◎木滑満→◎下村良作 十澤南居	◎西村光治 和田正司 ◎野田拓男 佐々木信三郎
青少年育成部		◎澤茂・南寿春 ◎利昭・山内恵子 ◎梅本雅則	◎澤茂志郎・小倉野浩 ◎南居ケ内孝・藤田貴之	◎澤茂志郎・伊藤弘一 ◎野田幸志 ◎富樫野一徹
交通防犯部		◎大熊勝満 ◎松本智子→◎近藤克馬 山村上文彦	◎梅本雅則 近藤克馬 ◎大村上文彦 中岩船勇	◎梅本雅則 近藤克馬 ◎伊藤滋 坂本章弘美子
火防衛生部		◎南三雄 石坂實夫 ◎佐々木利子 ◎竹部ヨシ子 ◎荒木幸子 ◎藤山由利江	◎南三雄 ◎佐々木利子 ◎石坂優子 ◎藤山由利江	◎池田和子 ◎黒宮奈穂美 ◎五杉本上文彦
社会福祉部		◎三橋英也 ◎稲米哲男 ◎鈴木博明→◎山崎忠志 相沢博幸	◎三橋英也 ◎山崎忠志→◎花輪清之 ◎相沢博幸	◎長洞秀義 ◎藤原光雄 ◎池武彦
環境部		◎山本由美子 ◎斎藤たみ子 ◎清水幸子 ◎大関恵子 ◎黒宮奈穂美 ◎塩田みどり ◎北山幸枝 ◎上田登貴子 ◎後藤雅子	◎山本由美子 ◎伊藤洋子 ◎植松咲子 ◎廣船理子 ◎蛭名悦子 ◎広田た幸子 ◎山口やい子 ◎山瀬恵子	◎本田猛 ◎前東昭夫 ◎大龍本裕 ◎蛭名悦子 ◎西村典子 ◎有田由紀子 ◎廣船理子 ◎山口やい子 ◎山久保之子 ◎老田幸子 ◎山内貞子 ◎山田智子 ◎今村美智子 ◎小野博美
文化部		◎鈴木博明→◎山崎忠志 相沢博幸	◎山崎忠志→◎花輪清之 ◎相沢博幸	◎本田猛 ◎前東昭夫 ◎大龍本裕 ◎蛭名悦子 ◎西村典子 ◎有田由紀子 ◎廣船理子 ◎山口やい子 ◎山久保之子 ◎老田幸子 ◎山内貞子 ◎山田智子 ◎今村美智子 ◎小野博美
婦人部		◎山本由美子 ◎斎藤たみ子 ◎清水幸子 ◎大関恵子 ◎黒宮奈穂美 ◎塩田みどり ◎北山幸枝 ◎上田登貴子 ◎後藤雅子	◎山本由美子 ◎伊藤洋子 ◎植松咲子 ◎廣船理子 ◎蛭名悦子 ◎広田た幸子 ◎山口やい子 ◎山瀬恵子	◎本田猛 ◎前東昭夫 ◎大龍本裕 ◎蛭名悦子 ◎西村典子 ◎有田由紀子 ◎廣船理子 ◎山口やい子 ◎山久保之子 ◎老田幸子 ◎山内貞子 ◎山田智子 ◎今村美智子 ◎小野博美
会館運営部		◎佐々木亮 ◎岡崎正三 ◎和俊二 ◎渡辺勝義 ◎山下豊 ◎信一 ◎長洞秀義 ◎竹部黒昭 ◎大角張高太郎	◎谷口外 ◎岡崎正三 ◎伊藤勝盛 ◎斎藤原修 ◎松浦勝 ◎大竹桶修 ◎川部康 ◎東松田一 ◎伊野上本	◎古瀬武義 ◎岡崎正三 ◎三橋英也 ◎崎谷住田 ◎熊魚松魁 ◎中竹長加 ◎谷小上本
監		森俊 真鍋幹 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信 野村信	堂坂洋 池田大 ◎谷口外 ◎岡崎正三 ◎伊藤勝盛 ◎斎藤原修 ◎松浦勝 ◎大竹桶修 ◎川部康 ◎東松田一 ◎伊野上本	◎齋藤芳野 ◎古瀬武義 ◎岡崎正三 ◎三橋英也 ◎崎谷住田 ◎熊魚松魁 ◎中竹長加 ◎谷小上本
1 区	長	森俊	堂坂洋	◎齋藤芳野
2 区	長	真鍋幹	池田大	◎古瀬武義
3 区	長	野村信	◎谷口外	◎岡崎正三
4 区	長	野村信	◎岡崎正三	◎三橋英也
5 区	長	野村信	◎伊藤勝盛	◎崎谷住田
6 区	長	野村信	◎斎藤原修	◎熊魚松魁
7 区	長	野村信	◎松浦勝	◎中竹長加
8 区	長	野村信	◎大竹桶修	◎谷小上本
9 区	長	野村信	◎川部康	
10 区	長	野村信	◎東松田一	
11 区	長	野村信	◎伊野上本	
12 区	長	野村信		
13 区	長	野村信		

歴代役員

◎：部長(任期中の変更含む)

役名	時系列	平成16～17年度	平成18年度	平成19年度
		2004/4～2006/3 第18～19代	2006/4～2007/3 第20代	2007/4～2008/3 第21代
会 長		田中孝一・山田敏夫	山田敏夫	山田敏夫
副 会 長		久守信章 山本由美子 山岸勝明 田口国夫	山岸勝明 山本由美子 田口国夫 三橋勝	山本由美子 三橋勝 阿部晃治 知野辰男
総 務 部		◎前東昭 小番長作 久須美晋 阿部晃治	◎阿部晃治 野村信一 相河英春 定岡敬	◎野村信一 相河英春 定岡敬 三浦幹雄
会 計 部		◎西村光治 和田正司 ◎野田拓男	◎山岸勝明 斎藤友子 ◎野田拓男	◎山岸勝明 斎藤友子 ◎野田拓男
青少年育成部		佐々木信三 澤田幸志郎 富樫敏一	澤田幸志郎 佐々木信三 吉川理恵子	澤田幸志郎 佐々木信三 吉川理恵子
交通防犯部		◎梅本雅則 斎藤義雅 窪谷利男	◎梅本雅則 窪谷利男 斎藤義雅	◎梅本雅則 窪谷利男 斎藤義雅
火防衛生部		◎花輪清 山田耕一 下村良作 光井義明	◎畠山村男一◎光井義明 山田耕一 山崎利昭	◎若狭淳治 光井義明 山田耕一 山崎利昭
社会福祉部		◎大森彪 杉本優子 三橋満和子 池田和子 黒宮奈穂美	◎大森彪→◎池田和子 杉本優子 三橋満和子 杉山千鶴 五十嵐勇	◎池田和子 杉本優子 三橋満和子 杉山千鶴 五十嵐勇
環 境 部		◎長洞秀義 斎藤克博 藤原光雄	◎伊藤裕己 藤原光雄 斎藤克博	◎伊藤裕己 藤原光雄 斎藤克博
文 化 部		◎藤田修一 福島明仁 松田章弘 龍本裕子	◎小番長作 松田章弘 龍本裕子 富樫敏一	◎小番長作 松田章弘 龍本裕子 富樫敏一
婦 人 部		◎蛭名悦子 隅田てい子 田村政子 夫松充子 芳野栄子	◎蛭名悦子 田村政子 夫松充子 芳野栄子 魚住奈々子	◎蛭名悦子 田村政子 夫松充子 芳野栄子 魚住奈々子
会館運営部		◎中屋時雄	◎中屋時雄	◎中屋時雄
監 事		岡崎晃三 三橋勝彦 羽貝敏一 広瀬敏一 岡田寿雄 田辺勝治 渡辺高俊 中野英人 梅津俊一 竹部幸一 宮部幸一 中山雄二 谷口外春 山口利昭 上野典一 本 田 猛	岡崎晃三 三浦幹雄 久守信章 三皆川喬 岡田寿雄 古橋宏哉 中野高克 浪越克廣 竹部幸一 宮部幸一 中山雄二 谷口外春 小松久一 上野典一 本 田 猛	岡崎晃三 三浦幹雄 久守信章 三皆川喬 岡田寿雄 古橋宏哉 中野高克 浪越克廣 竹部幸一 宮部幸一 中山雄二 谷口外春 小松久一 上野典一 本 田 猛

女性部

監査

自治会活動被表彰者

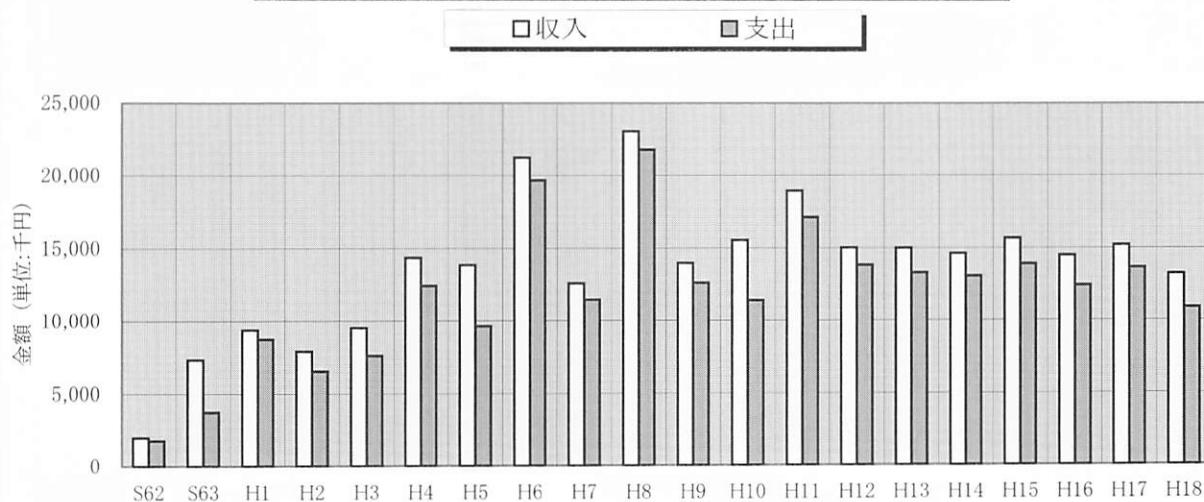
表彰年度	表彰団体	表彰理由	被表彰者
平成 9年度	江別市交通安全推進委員会	交通安全環境整備功績	前田一夫
平成 10年度	江別市	自治会活動功績	佐々木利夫
	江別地区自治会連絡協議会	自治会活動功績	伊藤勝義 龍本英世 仲西正彰
平成11年度	江別地区青少年育成会	青少年健全育成功績	十良澤茂 木滑 満 南 寿春 石坂 實
平成 12年度	江別地区自治会連絡協議会	自治会活動功績	米倉哲也 野村信一
平成 13年度	江別市	自治会活動功績	市川一夫 佐々木亮 田中孝一 木滑 満 山崎忠志 南 寿春 石坂 實
	江別地区自治会連絡協議会	自治会活動功績	山田敏夫 岡崎晃三 三橋 勝 近藤克馬 久守信章 山岸勝明 長洞秀義 西村光治 村上文彦 和田正司 相澤 博 南 三雄 渡辺勝義 黒宮奈穂美 山本由美子 藤山由利枝
平成14年度	江別地区自治会連絡協議会	自治会活動功績	十良澤茂
	見晴台自治会	自治会文化功勞	岩崎豊子
平成 15年度	江別地区自治会連絡協議会	自治会活動功績	谷口外春 竹部 勇 梅本雅則 大熊 勝
平成 16年度	江別市	自治会活動功績	山田敏夫 岡崎晃三 三橋 勝 和田正司 山本由美子
	見晴台自治会	自治会活動功績	山田敏夫 大熊 勝 近藤克馬 村上文彦
平成 17年度	江別市	自治会活動功績	池田和子
	見晴台自治会	自治会活動功績	田中孝一
平成 18年度	見晴台自治会	自治会活動功績	西村光治 長洞秀義 藤田修一 福島明仁 和田正司 下村良作 黒宮奈穂美

(敬称省略)

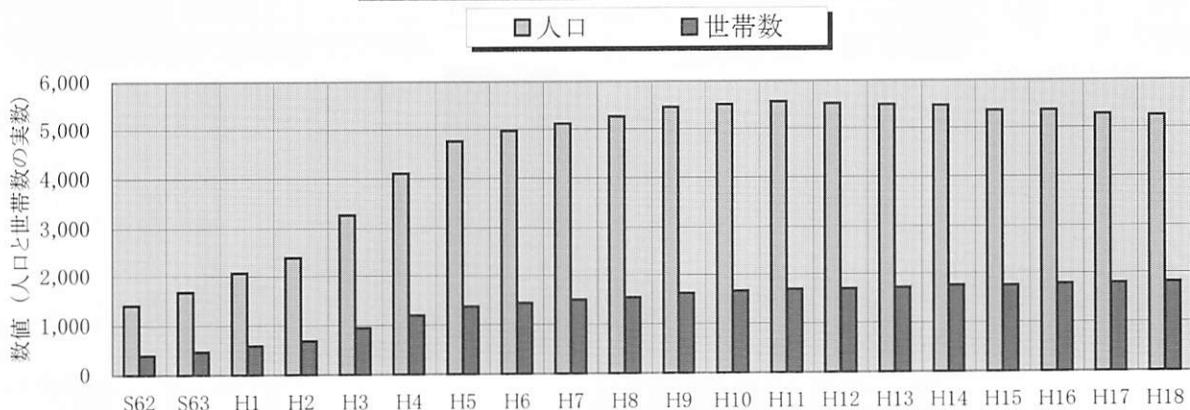
人口・世帯数・財務実績の推移

経年	項目	収支(単位:千円)決算値		人口(各年度10月1日現在)		世帯数(各年度10月1日現在)	
		収入	支出	見晴台	江別市	見晴台	江別市
	S62	2,017	1,818	1,403	91,188	398	32,254
	S63	7,299	3,774	1,674	92,859	475	33,149
	H1	9,358	8,694	2,069	94,393	592	34,065
	H2	7,864	6,512	2,387	97,201	686	34,421
	H3	9,496	7,561	3,269	99,305	942	36,565
	H4	14,384	12,458	4,104	102,815	1,189	38,257
	H5	13,880	9,618	4,751	106,798	1,363	40,136
	H6	21,248	19,652	4,965	111,099	1,431	41,922
	H7	12,614	11,466	5,115	115,495	1,492	42,856
	H8	23,100	21,810	5,259	116,745	1,534	45,757
	H9	14,000	12,640	5,457	118,805	1,611	45,757
	H10	15,532	11,394	5,514	120,455	1,655	46,876
	H11	18,892	17,072	5,564	121,512	1,688	47,801
	H12	15,026	13,852	5,523	123,877	1,691	47,658
	H13	14,999	13,336	5,493	123,071	1,710	49,516
	H14	14,634	13,109	5,471	123,583	1,753	50,511
	H15	15,663	13,939	5,363	123,902	1,749	50,929
	H16	14,511	12,451	5,365	124,051	1,781	51,349
	H17	15,199	13,680	5,281	125,589	1,788	50,427
	H18	13,259	10,886	5,251	123,917	1,809	52,337

収入と支出の推移 (創立年度→平成18年度) [S:昭和 H:平成]



見晴台の人口と世帯数の推移 [S:昭和 H:平成]

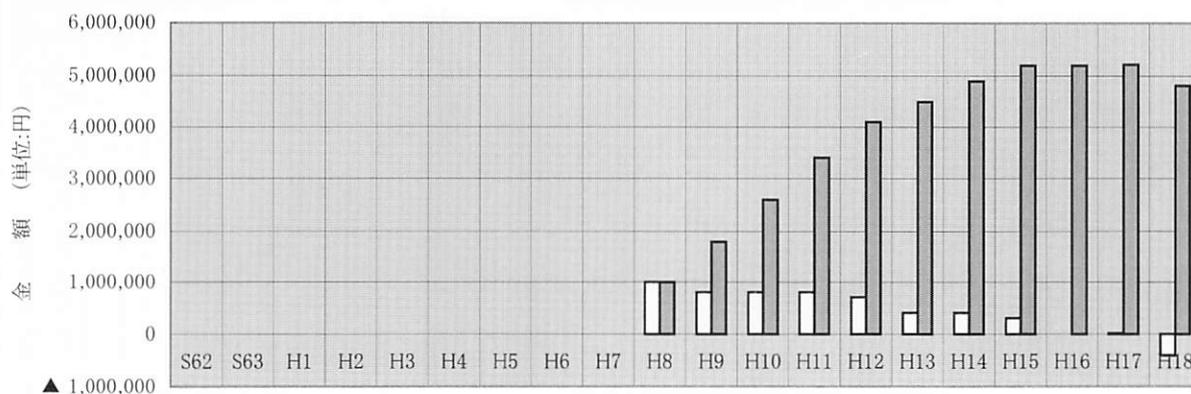


財務状況(積立金)の推移

項目 経年	排雪費積立金		会館修繕資金積立金		会館改築基金積立金	
	積立金	積立金残高	積立金	資金残高	積立金	基金累計
S62	0	0	300,000	300,000	0	0
S63	0	0	300,000	600,000	0	0
H1	0	0	3,000,000	3,600,000	0	0
H2	0	0	1,085,645	4,685,645	0	0
H3	0	0	500,000	5,185,645	0	0
H4	0	0	700,000	5,885,645	0	0
H5	0	0	400,000	6,285,645	0	0
H6	0	0	▲ 2,836,337	3,449,308	0	0
H7	0	0	1,000,000	4,449,308	0	0
H8	1,000,000	1,000,000	▲ 749,308	3,700,000	0	0
H9	800,000	1,800,000	▲ 1,000,000	2,700,000	0	0
H10	800,000	2,600,000	2,500,000	5,200,000	0	0
H11	800,000	3,400,000	▲ 300,000	4,900,000	0	0
H12	700,000	4,100,000	3,000,000	7,900,000	0	0
H13	400,000	4,500,000	1,000,000	8,900,000	3,500,000	3,500,000
H14	400,000	4,900,000	▲ 1,310,735	7,589,265	3,000,000	6,500,000
H15	300,000	5,200,000	▲ 959,391	6,629,874	3,500,322	10,000,322
H16	65	5,200,065	1,000,000	7,629,874	2,000,278	12,000,600
H17	16,112	5,216,177	1,001,322	8,631,196	2,003,967	14,004,567
H18	▲ 399,418	4,816,759	246,083	8,877,279	3,354,258	17,358,825

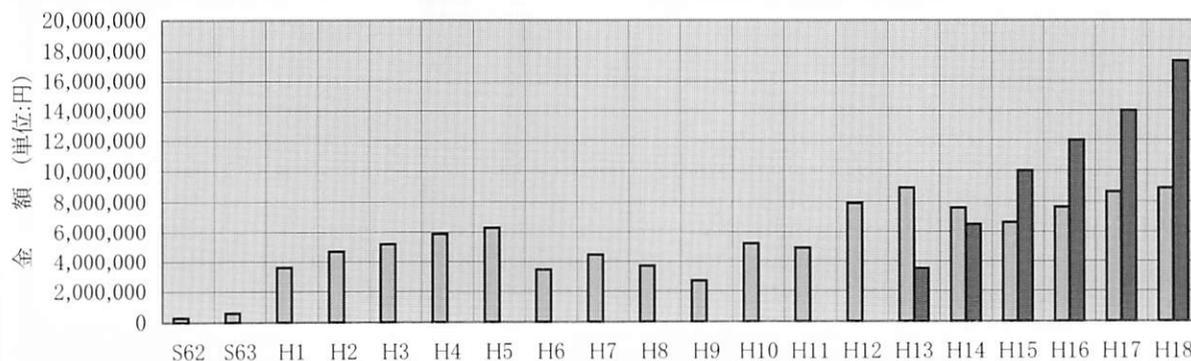
排雪積立金の推移 [S:昭和 H:平成]

□ 排雪積立金 □ 排雪積立金残高



会館修繕資金および改築基金積立金の推移 [S:昭和 H:平成]

□ 修繕資金積立残高 ■ 改築基金積立累計



見晴台自治会規約類集

見晴台自治会規約

(名 称)

- 第 1 条 本会は、見晴台自治会と称し、事務所を会長宅におく。
2. 本会の区域は、江別市見晴台地区とし、その区域内に居住する世帯を会員とする。

(目 的)

- 第 2 条 本会は、会員相互の親和協力によって住みよい地域づくり、住民の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 青少年の健全育成に関すること。
 - (2) 交通安全及び防犯に関すること。
 - (3) 火災予防及び保健衛生に関すること。
 - (4) 社会福祉、各種募金及び高齢者対策などに関すること。
 - (5) 環境美化及び街路灯設置管理に関すること。
 - (6) 夏祭り、文化祭の開催及び会員相互の文化活動に関すること。
 - (7) 市及び自治会連絡協議会の諸行事に対し協力すること。
 - (8) 住民の生活福祉一般に関すること。
 - (9) 自治会館及びふれあい会館の管理、運営に関すること。
 - (10) 自主防災に関すること。
 - (11) そのほか本会の運営に関すること。

(役 員)

- 第 4 条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|---------|------|-----|
| (1) 会 長 | | 1名 |
| (2) 副会長 | | 4名 |
| (3) 部 長 | 各事業部 | 1名 |
| (4) 副部長 | 各事業部 | 若干名 |
| (5) 監 査 | | 2名 |
| (6) 区 長 | 各区 | 1名 |
| (7) 班 長 | 各班 | 1名 |

(職 務)

- 第 5 条 役員職務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を掌握する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 部長は、各部を代表しその事業を主宰する。
 - (4) 副部長は、部長を補佐する。
 - (5) 監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 区長は、区を代表し、正副会長、各正副部長、他区との連携を図りながら、区内の連絡調整及び会費徴収のとりまとめ等をおこなう。
 - (7) 班長は、区長との連携を図りながら、班内の連絡調整、会費の徴収事務に当る。

(役員を選出)

- 第 6 条 役員は、別に定める見晴台自治会役員選考規程により選出する。

(役員任期)

- 第 7 条 役員任期は2年(総会終了時から改選期総会終了時まで)とし、再任は妨げない。但し、班長の任期は1年とする。
2. 欠員によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(願 問)

- 第 8 条 会長は役員会の議決を経て、顧問をおくことができる。

(会 議)

- 第 9 条 会議は、総会・役員会・三役会・合同役員会とする。

(総 会)

見晴台自治会規約類集

第10条 総会は会長が招集し、議長はその都度会員の中より選出するものとする。

2. 定期総会は毎年原則として4月に開催する。但し、会長は必要に応じ役員会に諮り臨時総会を開催することができる。
3. 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。
4. 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1)自治会規約の改廃
 - (2)事業及び収支決算報告の承認
 - (3)事業計画及び収支予算の承認
 - (4)正副会長及び監査の承認
 - (5)その他の必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は正副会長、各部の正副部長、区長をもって構成する。

2. 役員会は必要に応じて会長が召集し、又は、当該役員の過半数の請求により開催する。議長はその都度、副会長の中より選出するものとする。
3. 役員会の議事は出席者の過半数をもって決する。
4. 役員会に付議される事項は次のとおりとする。
 - (1)本会の運営に必要な事項を決定する
 - (2)各部の正副部長の承認
 - (3)任期途中で欠員が生じた役員の後任の承認
 - (4)自治会規程・細則などの改廃

(三役会)

第12条 三役会は正副会長、総務部長をもって構成する。

2. 三役会は必要に応じて会長が召集し又は、当該役員の過半数の請求により開催し、会長が議長となる。
3. 本会の運営に必要な事項を審議する。
4. 任期途中で欠員が生じた役員の後任の選考をする。

(合同役員会)

第13条 合同役員会は、正副会長、各部の正副部長、区長、班長をもって構成する。

2. 合同役員会は年度当初の総会終了後に会長が召集する。
3. 本会の運営に必要な事務打ち合わせをする。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2. 本会の経費は、会費・市助成金・会館使用料・資源回収益金及び寄付金をもって充てる。

(事業部等)

第15条 本会は、総務部・会計部・青少年育成部・交通防犯部・火防衛生部・女性部・社会福祉部・環境部・文化部・会館運営部をおき、事業を企画し推進する。

2. 部長は、役員会に事業の推進状況を報告しなければならない。
3. 各部の担当する事業は、別に定める事業執行規程による。

(区、班の区域)

第16条 本会の区域内を分割して区及び班をおく。

2. 区の区域は、役員会において定め、班の区域は、区長が定め、役員会に報告するものとする。

(会費)

第17条 本会の会費は、総会において月額を定める。

2. 新規会員の会費は、転入した月の翌月分から納入するものとする。
3. 会員が転出などの場合の会費は、転出当該月の前月までとし、前納あるときは、原則として前納分を返戻する。

(慶弔見舞)

第18条 本会の慶弔見舞については、別に定める規程による。

(委任)

第19条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

昭和62年度の役員の任期は、次期定期総会までとする。

この規約は、昭和62年 4月29日から施行する。

附 則

見晴台自治会規約類集

この規約は、昭和63年 4月17日から施行する。
なお、運用は昭和63年 4月 1日とする。

附 則

この規約は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 4年 4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6年 4月24日から施行する。

なお、運用は平成 6年 4月 1日とする。

附 則

この規約は、平成 9年 4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年 4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 4月15日から施行する。

見晴台自治会役員選考規程

見晴台自治会規約第6条による役員を選考は、この規程による。

第 1 条 役員を選考業務を行うため、選考委員会を置く。

2. 選考委員会は、副会長、部長、区長のうち会長が委嘱する5名で構成し、委員長は互選とする。

3. 選考委員の任期は、当年度の定期総会終了までとする。

第 2 条 正副会長及び監査は、選考委員会により選考し、総会の承認を得るものとする。

第 3 条 各部の正副部長は、選考委員会が選考し、役員会に諮って決定のうえ、総会に報告する。

第 4 条 区長及び班長は、各区内の推薦で選出する。

第 5 条 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、三役会が後任の選出にあたり役員会に諮って補充する。但し、会長、副会長、監査については次期定期総会に報告する。

第 6 条 役員の再任及び兼任は妨げない。但し、監査の兼任はその限りでない。

第 7 条 役員選考に関する全般の事務処理は、総務部が担当する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

見晴台自治会館使用規程

見晴台自治会館(ふれあい会館を含む)は、見晴台地域住民の融和と福祉の増進、そして健康で文化的な生活向上のために、見晴台自治会の所有として活用するものである。

(目 的)

第 1 条 この規程は見晴台自治会館(以下「会館」という)の使用、並びに管理運営に関することを定める。

(会館の管理)

第 2 条 会館の管理運営は自治会があたり主に次の業務を行う。

(1)防火管理

(2)建物、器具、備品、什器類の保全、整備、管理

(3)館内の秩序維持、使用許可の決定

(4)使用状況、経理収支状況の検討

(5)会館内外の清掃

2. 会館の管理運営については、会館運営部長(以下「部長」という)がこれにあたるものとする。

3. 会館には管理人をおき、管理人の業務は別に定める。

4. 部長は管理人の動向等について把握し、管理人が不在とならないよう努めなければならない。

見晴台自治会規約類集

5. ふれあい会館の管理運営については、見晴台自治会長(以下「会長」という)が見晴台シルバークラブに委託し、第3条以下の適用は除外する。この場合、見晴台シルバークラブ会長は、会長と協議を行い管理運営の基本的な取り扱いについての規程を設け行うものとする。

(会館の使用)

- 第3条 会館を使用するときは、使用予定から5日前までに、所定の会館使用申込書に必要事項を記載して、部長に申し込むものとする。但し、公益上又はやむを得ない事由による場合はこの限りでない。
2. 部長は、前項の申し出を会長の許可を得て承認し、会館使用承諾書と使用料領収書を申し込み者に交付する。但し、前項但し書きによる使用の場合は事後処理することができる。
 3. 会館は社会の秩序を守り、自治会及び地域に社会的、経済的發展に寄与するものと認めた場合使用を許可する。この場合、部長は会長と充分協議を行い決定するものとする。但し、通常的使用範囲の場合の使用許可は会館運営部長の専決事項とする。
 4. 自治会各部は、会館使用の予定がある時は、事前に部長へ通知しなければならない。
 5. 緊急的に使用する場合であっても、部長に通知しなければならない。
 6. 会館の使用は申し込み者が使用するものとし、第三者への転貸は認めない。

(会館使用の順序)

- 第4条 会館使用の順序は申し込み順による。但し、公益上又はやむを得ない事情が発生したときはこれを調整し、又は変更することもある。
2. 会員が葬儀に使用する場合是最優先とし、先の予約を取り消すことがある。但し、法事及び婚礼はこの限りでない。

(使用料)

- 第5条 会館の使用料は【別表1】～【別表5】のとおりとする。
2. 使用料は【別表1】の規程にかかわらず、使用者及び使用内容によってこれを次のとおり減額若しくは増額することができる。但し、全体的な統一性及び公平性を保たなければならない。
 - (1) 自治会活動及びこれに準じ又は公共の用に使用する場合は無料とする。
 - (2) 公共性ある団体、又はその使用が自治会及び地域の發展に寄与するものと認めた場合、若しくは、その他特別な事情のある場合は無料又は5割以内の減額とする。
 - (3) 収益性のある営業活動又は興業的入場料を徴収し使用する場合は、使用の可否及び額は会長が定める事とし30割以内の額とする。
 3. 部長は、会館使用料を速やかに会計部長指定の金融機関へ振り込み、会館収入明細書を1ヶ月分まとめて翌月5日までに会計部長に届ける。

(暖房料)

- 第6条 暖房料は【別表6】・【別表7】のとおりとする。

(使用時間)

- 第7条 会館の使用時間は午前9時から午後9時までとする。尚、やむを得ない場合は部長の承諾を得て延長することができる。但し、自治会活動、葬儀、法事、婚礼の場合はこの限りでない。

(使用後の報告)

- 第8条 使用者は使用が終わったとき、会館の清掃をし、火気その他異常のないことを確認して部長に報告しなければならない。
2. 使用者が排出したゴミ等は、使用者の責任において処理しなければならない。

(使用の取消等)

- 第9条 使用者がこの使用規程又は、部長の指示に従わないときは、その使用を取り消し又は中止を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成10年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

見晴台自治会館利用目的別使用料金別表

1. 自治会及び公共の用に供する場合
無料

見晴台自治会規約類集

2. 研修・娯楽・親睦等

【別表1】室区分別使用料金表

時間区分 室区分		午前	午後	夜間	全日
		9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
会 員	大 広 間	4,500	5,000	6,300	15,800
	洋 室 1 号	400	500	700	1,600
	洋 室 2 号	1,300	1,500	1,800	4,600
	和 室 1 号	900	1,000	1,300	3,200
	和 室 2 号	700	800	1,000	2,500
	和 室 3 号	700	800	1,000	2,500
	和 室 全 室	2,300	2,600	3,300	8,200
	厨 房	500	500	500	1,500
会 員 外	大 広 間	6,750	7,500	9,450	23,700
	洋 室 1 号	650	750	1,100	2,500
	洋 室 2 号	2,000	2,200	2,700	6,900
	和 室 1 号	1,300	1,500	2,000	4,800
	和 室 2 号	1,100	1,200	1,600	3,900
	和 室 3 号	1,100	1,200	1,600	3,900
	和 室 全 室	3,500	3,900	5,300	12,700
	厨 房	750	750	750	2,250

※1.ふれあい会館は、和室1号を適用する。

※2.使用料は午前・午後・夜間の時間区分にしたがって各1区分として計算する。全日使用の場合は3区分の計算となる。

※3.時間区分を超過した場合、超過時間1時間について3割に相当する額とする。

※4.葬儀・法事・婚礼の使用は時間区分使用の適用除外とする。

3. 葬儀

【別表2】全館2日使用料

	会 員	会 員 外
全 館	30,000円	50,000円
大広間を除く全館	15,000円	25,000円

【別表3】祭壇使用料

	会 員	会 員 外	記 事
使用料	40,000円	40,000円	葬儀社一括払い

4. 法事

【別表4】大広間を除く全館使用料金

	会 員	会 員 外
使 用 料	2,800円	4,700円

見晴台自治会規約類集

5. 婚礼

【別表5】全館1日使用料

	会 員	会 員 外
使 用 料	15,000円	25,000円

6. 暖房料

【別表6】室区分別暖房料

	大広間	洋室1号	洋室2号	和室1号	和室2号	和室3号	室和室全	厨 房
各時間区分共通	800	100	500	200	200	200	600	200
全 日	1,300	300	1,000	500	500	500	1,300	500

【別表7】使用目的別暖房料

	葬 儀 (2日使用)		法 事	婚 礼
	全 館	大広間を除全館		
使 用 料	7,000	5,000	400	4,000

※1.暖房料の徴収期間は、10月～4月迄とする。この期間以外に暖房を使用する場合は、暖房器具1基につき1時間100円とする。

旅費・通信費等支給規程

- 第 1 条 この規程は、見晴台自治会役員及び会員（以下「役員等」という）が所要の活動、あるいは勤務に要した費用等に関し、必要な事項を定める。
- 第 2 条 自治会活動に要した費用は実費支給する。
- 第 3 条 交通費はバス運賃を基準として支給する。自家用車を使用の場合も、同乗者を含めてバス運賃を適用する。但し、主催団体から交通費の支給がある場合は、重複して支給しない。
- 第 4 条 役員等が年度間において、特に多くの自家用車の使用による燃料費及び通信費を要した場合は、その実額費用を支給する。
- 第 5 条 役員等が自治会用務により江別市外に出向いた場合は、日当を含む費用を支給する。
- 第 6 条 支給額及び支給方法は、三役会において決定する。
- 第 7 条 この規程に定めるほか、必要な事項はその都度役員会で定める。

附 則

この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

見晴台自治会事業執行規程

本自治会の事業執行については、次のようにこれを定める。

1. 総務部
 - 一般庶務・諸会議の開催・自治会だよりの発行、その他各部に属さない事項
2. 会計部
 - 会費の収納・会計事務
3. 青少年育成部
 - 青少年の指導及び育成、並びに体育向上等、青少年育成等に関する各種行事に関する事項
4. 交通防犯部
 - 交通安全及び防犯に関する事項
5. 火防衛生部
 - 火災予防及び保健衛生に関する事項
6. 女性部
 - 研修会・講習会などの交流事業と自治会事業への協力に関する事項

見晴台自治会規約類集

7. 社会福祉部
社会福祉、各種募金及び高齢者対策等に関する事項
8. 環境部
環境美化及び街路灯設置、管理に関する事項
9. 文化部
夏祭り・文化祭の開催及び会員相互の文化活動に関する事項
10. 会館運営部
見晴台自治会館及びふれあい会館の使用、並びに管理、運営に関する事項
附 則
この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。
附 則
この規則は、平成12年 3月16日から施行する。
附 則
この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

見晴台自治会自主防災に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、見晴台自治会に自主防災組織を設置し、災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資材の備蓄に関すること。

(役 員)

第 3 条 組織に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 4名以内
- (3) 班長 5名
- (4) 副班長 若干名

2. 前項の役員は自治会役員が兼務するものとし、本部長には会長を、副本部長には副会長を、班長及び副班長には会長が指名する者を充てる。

(役員の仕事)

第 4 条 本部長は、組織を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故等により欠けたときはその職務を行う。又、各班活動の指揮監督を行う。
3. 班長は、班を統括し、班員の指揮監督を行う。
4. 副班長は、班長を補佐し、班長が欠けたときはその職務を行う。

(防災計画)

第 5 条 災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) その他必要な事項

(経 費)

第 6 条 組織の運営に関する平常時の経費及び災害発生時の経費は、自治会一般会計の予備費をもって充てる。

(雑 則)

第 7 条 この規程に定めのない事項は、自治会規約・規程等の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

見晴台自治会規約類集

附 則

この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

【別表】 組織及び活動内容

班 名	班 長	副 班 長	班 員	平常時の役割	災害発生時の役割
情報班	総務部長	会計部長 総務部副部長	会計部副部長	1.研修等による防災知識の普及啓発、情報収集・伝達訓練 2.自治会だより等による広報活動	1.災害情報の収集・伝達 2.被害状況の把握 3.防災関係機関への報告
消火班	火防衛生部長	青少年育成部長 環境部長	火防衛生部副部長 青少年育成部副部長 環境部副部長	1.家庭での消火方法の周知 2.防火用水の確認 3.初期消火訓練	1.出火防止対策 2.初期消火活動 3.消防機関への協力
救出救護班	交通防犯部長	監査 文化部長	監査 交通防犯部副部長 文化部副部長	1.高齢者、病弱者などの確認 2.救出・救護訓練	1.高齢者、病弱者などの安全確保
避難誘導班	区長代表	各区長	各区班長	1.避難所への経路確認 2.避難誘導訓練	1.避難の呼びかけ 2.避難経路、避難場所の安全確認 3.避難誘導、避難場所等の秩序維持
給食給水班	社会福祉部長	女性部長 会館運営部長	社会福祉部副部長 女性部副部長	1.必要物資の確保と点検 2.食糧・飲料水などの備蓄の周知	1.炊き出し 2.食糧・応急物資の調達、配分

見晴台自治会館改築基金及び修繕資金積立規程

- 第 1 条 この規程は、見晴台自治会館改築に伴う資金及び自治会館（ふれあい会館を含む）の修繕資金積立に関する事項を定める。
- 第 2 条 見晴台自治会館改築資金は、将来の改築を想定しこれに対応する資金を基金として、毎年度200万円を積み立てる。
- 第 3 条 見晴台自治会館（ふれあい会館を含む）に修繕が発生しその所要資金が、当該会計年度予算で支出不可能な場合に対応するため、修繕資金として毎年度100万円を積立てる。
- 第 4 条 毎年度、見晴台自治会の会計決算に余剰金が生じた場合、総会の決議を得てその一部を見晴台自治会館改築基金として積立てる。
- 第 5 条 修繕資金は、役員会の議決を経てこれを支出する。
- 第 6 条 改築基金及び修繕資金の収支状況は、毎年度総会に報告する。

附 則

- この規程は、平成13年 4月22日から施行する。
- 見晴台自治会館整備基金積立及び使用内規は、平成13年 4月22日限り廃止する。
- 見晴台自治会館整備基金積立及び使用内規廃止に伴い同基金の積立金は、同日をもって見晴台自治会館修繕資金積立金に移行する。

表彰並びに慶弔見舞に関する規程

見晴台自治会規約第18条に定める慶弔見舞について、その規程を次のように定め、各項目について、役員会の議決を経るものとする。ただし緊急を要する場合は会長に一任する。

見晴台自治会規約類集

また、本規程に定めるもののほか特別な事項は、役員会の議決を経る。

(慶 事)

第 1 条 会員において、その行為が国内又は国際的に貢献があり、本会の発展に寄与したと認められるときは、祝儀・記念品を贈ることができる。

2. 会員及び同居家族が出産した際には、祝金1万円を贈るものとする。

(表 彰)

第 2 条 本会役員として就任し、累積して5年以上経過し退任した会員に対し、その職務に応じて表彰し、功労金・記念品等を贈ることができる。

(餞 別)

第 3 条 役員として2年以上就任した会員が他に転居する場合、1万円を限度として餞別を贈ることができる。

(見 舞)

第 4 条 会員の居住する家屋に火災が発生し、焼失した場合は、火災の程度に応じ2万円を限度として見舞金を贈るものとする。

(弔 事)

第 5 条 会員及び同居家族の死亡に際しては、弔慰金1万円を供するものとする。

2. 現役役員の死亡に際しては、弔慰金及び供物等を供するものとする。

3. 役員を退任した会員及び本会の発展に著しく貢献があった会員の死亡に際しては、前項の規定に順ずるものとする。

4. 会員及び同居家族の葬儀は、地域内の区長及び班長が中心となって行うことができる。

5. 前2項、3項の葬儀においては、役員会が中心となって行うことができる。

附 則

この内規は、平成 6年 4月24日から施行する。

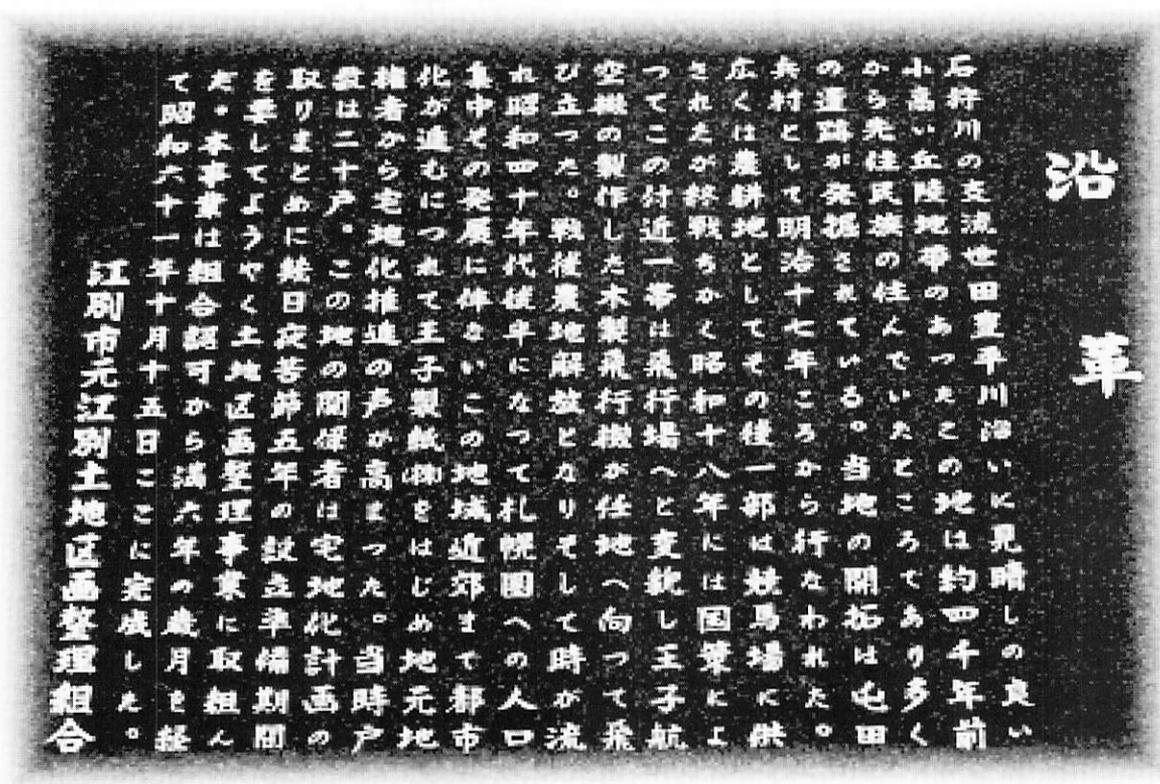
なお、適用は平成 6年 4月1日とする。

附 則

この規程は、平成19年 8月16日から施行する。

なお、第1条第2項の運用は平成20年 4月 1日からとする。

見晴台開発の経緯



会館見取図および設備の概要

所在地 ㊦067-0042 北海道江別市見晴台54番地の5

㊧011-385-2063

収容人員 200名

防火対象物報告特例認定会館（消防法）

1階面積 476.20㎡

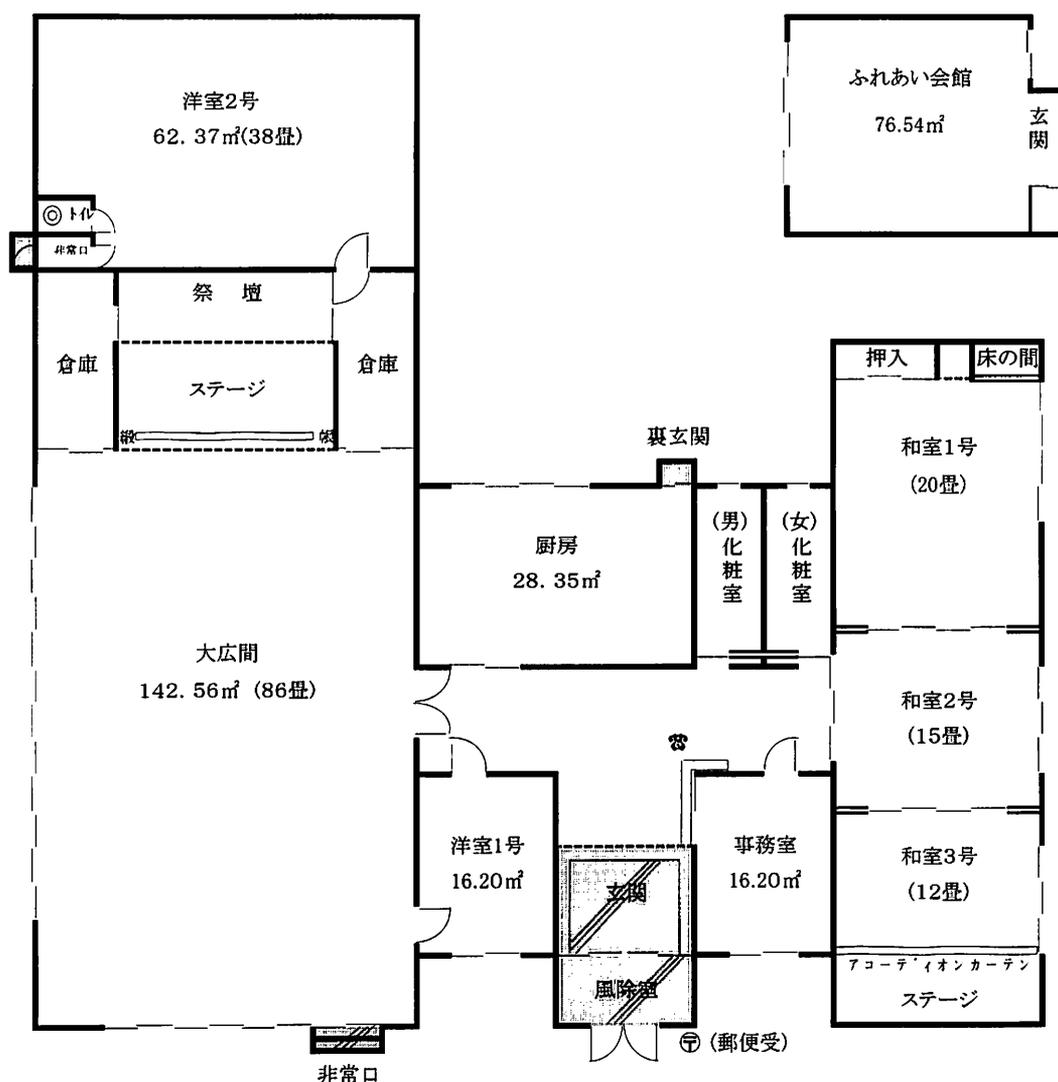
中2階面積 42.93㎡

総面積 519.13㎡

敷地 2,856.88㎡

（市有財産無償貸付契約）

設備等 厨房設備一式・給湯・給水・冷蔵庫
 暖房設備一式
 放送設備(カラオケ含むオーディオ装置)一式
 公衆電話・高速印刷機・コピー機
 水洗トイレ・化粧室ジェットタオル付
 会議用椅子200脚・立テーブル25卓、座卓20卓、座布団50枚、
 パソコン(OS:ME・Office2000Premium使用可・カラープリンター接続)



駐車場アスファルト舗装完備（50台収容可）



総会開会宣言

万全の体制で臨む執行部

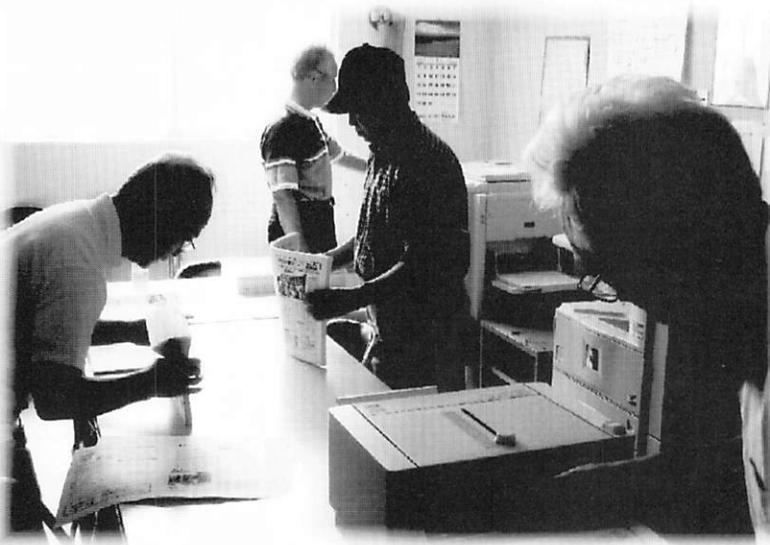


退任役員へ感謝状贈呈
永い間、ご苦労さまでした。



活動報告に聴き入る会員



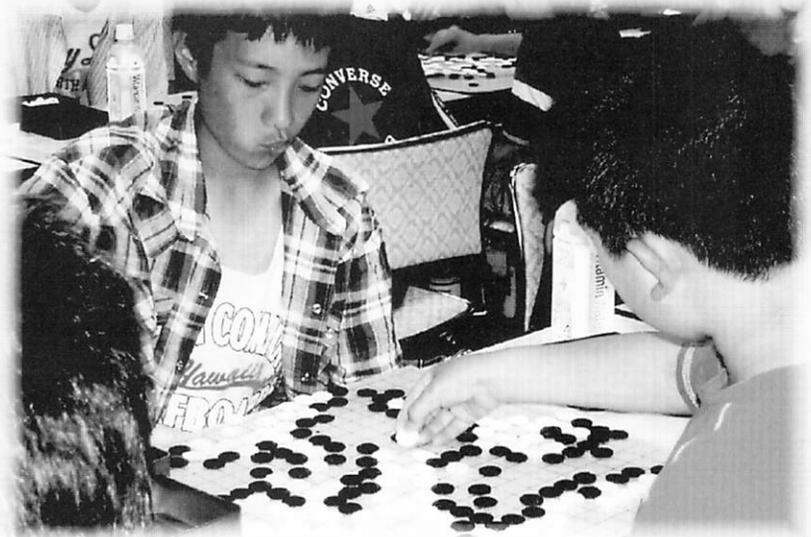


自治会だよりの
印刷仕分け作業

総務部



囲碁大会での慎重な一手
青少年育成部



組み紐作りの講習会風景

文化部



活動点描 ————— 火防衛生・社会福祉・会館運営



救急救命訓練
人工呼吸法を学ぶ

火防衛生部



手を曲げて・・・
ゆっくり入れて・・・

社会福祉部



花壇の苗植え

環境部と会館運営部の
合同作業





講習会の一コマ
アートフラワーリース…
壁飾り制作

女性部



無事故を願って……

交通防犯部

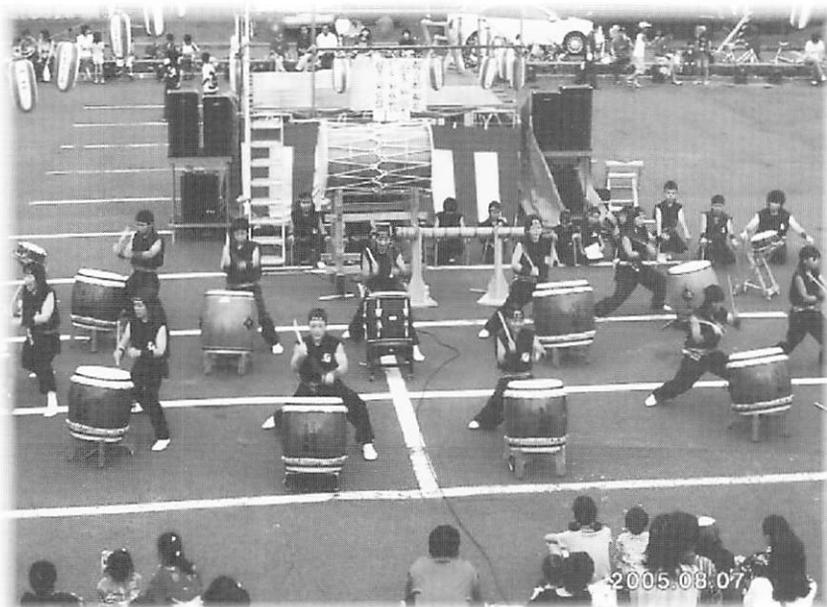
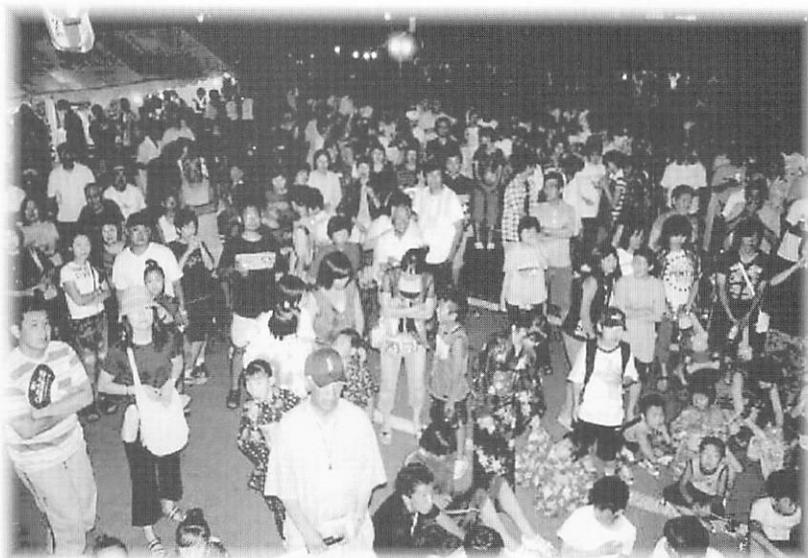


花壇の苗植え作業…

環境部



人・人・人……
まつり囃子の流れる会場



勇壮な豊太鼓での幕開け



屋台店でのオモチャ選び
どれにしようかな～



可愛い浴衣姿で
子ども盆踊り



子ども達の人気の的
ヨーヨー釣り
)o/~~~~~(。チャポン!!

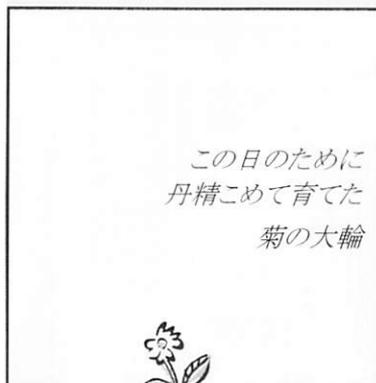


童心に還る夜店散策





侘び・寂びの境地
お点前を披露



この日のために
丹精こめて育てた
菊の大輪



観客を魅了する
自慢の手造り作品の数々





日本文化の粹・・・
見事な書



手芸講習会風景



狙いを定めて放水開始
貴重な体験学習のひとコマ





地域の子ども達も
敬老会に一役

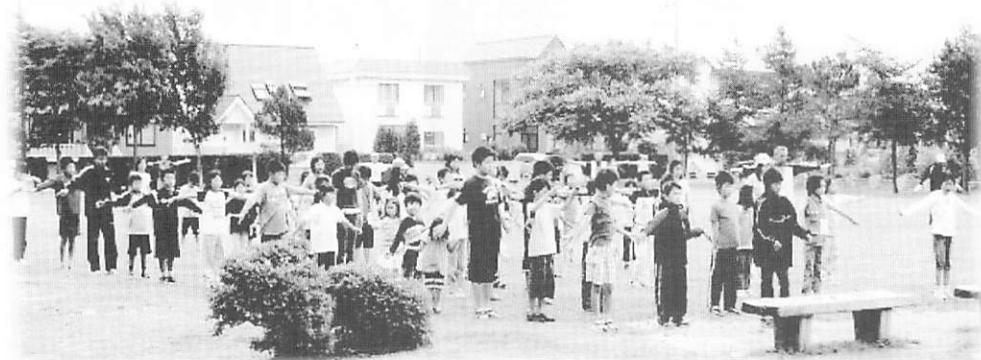


このお料理、美味しいね
久しぶりの集いに話が弾む



余興の踊りに見入る
招待者の皆さん





音楽に合わせて
軽やかに
朝の大きを吸って
元気に体操

健康づくり
ハツラツ教室
快い汗を流す皆
さん



老いて
益々さかん・・・

娯楽でリラックス
する
むつみ会の
みなさん



キャンドル筒づくりの
事前講習会

年々参加者が増えています



参加家庭を訪問しての審査
今年は
どの作品が1位かな～



ピカチュウなど
多くの動物が並んだ雪像郡
寒さのなか頑張ったね(o)/





掘り出し物はないかな～

豊富な品物が並ぶ
青空バザー



自治会も協力参加した
対雁小学校でのわくわく広場
綿アメ売り場はいつも行列



ラベンダー畑を背景に
女性部研修旅行





心を癒す花を活ける

草花の会



パソコン操作の研鑽
パーソナルコンピュータクラブ



若々しい歌声が流れる・・・
シルバークラブ水無月会

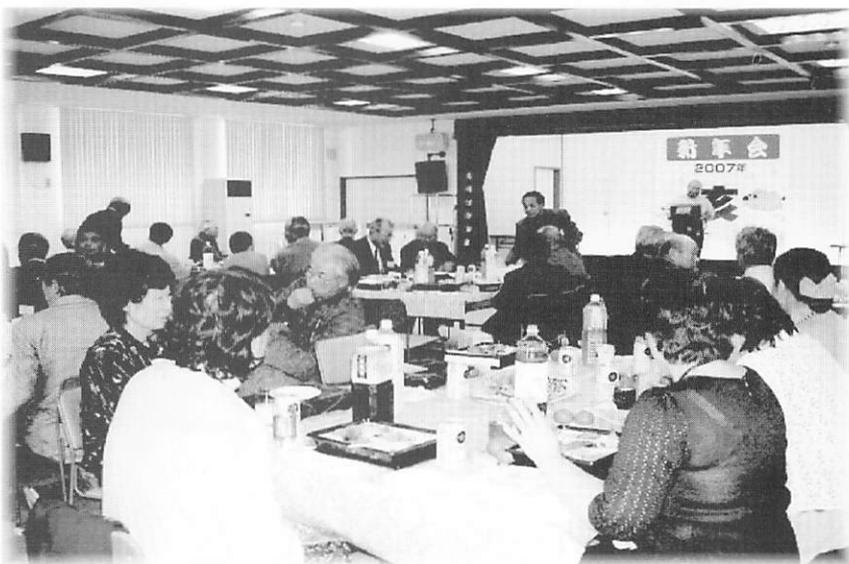




子育ての悩み分かれ
親睦を深める



カラオケで盛り上がる
新年会



いつまでも健康で・・・
和気藹々の会食



活動点描 ─────────── 20周年式典・記念植樹・祝賀会

祝見晴台自治会 創立20周年記念式典・祝賀会



20周年記念式典
自治会長挨拶



記念植樹に汗を流す
式典実行委員長



参列者と祝賀会スナップ



活動点描 ─────────── 20周年式典・記念植樹・祝賀会



自治会長挨拶と
20周年記念式典参加者



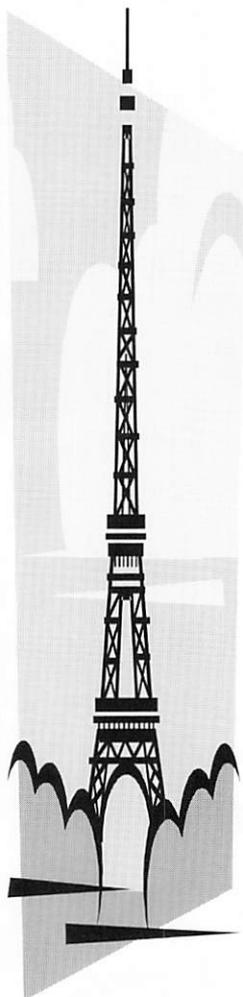
成人を迎えた
自治会の若者による
記念植樹



式典参加者と
祝賀会スナップ



創立20周年記念事業実行委員会名簿

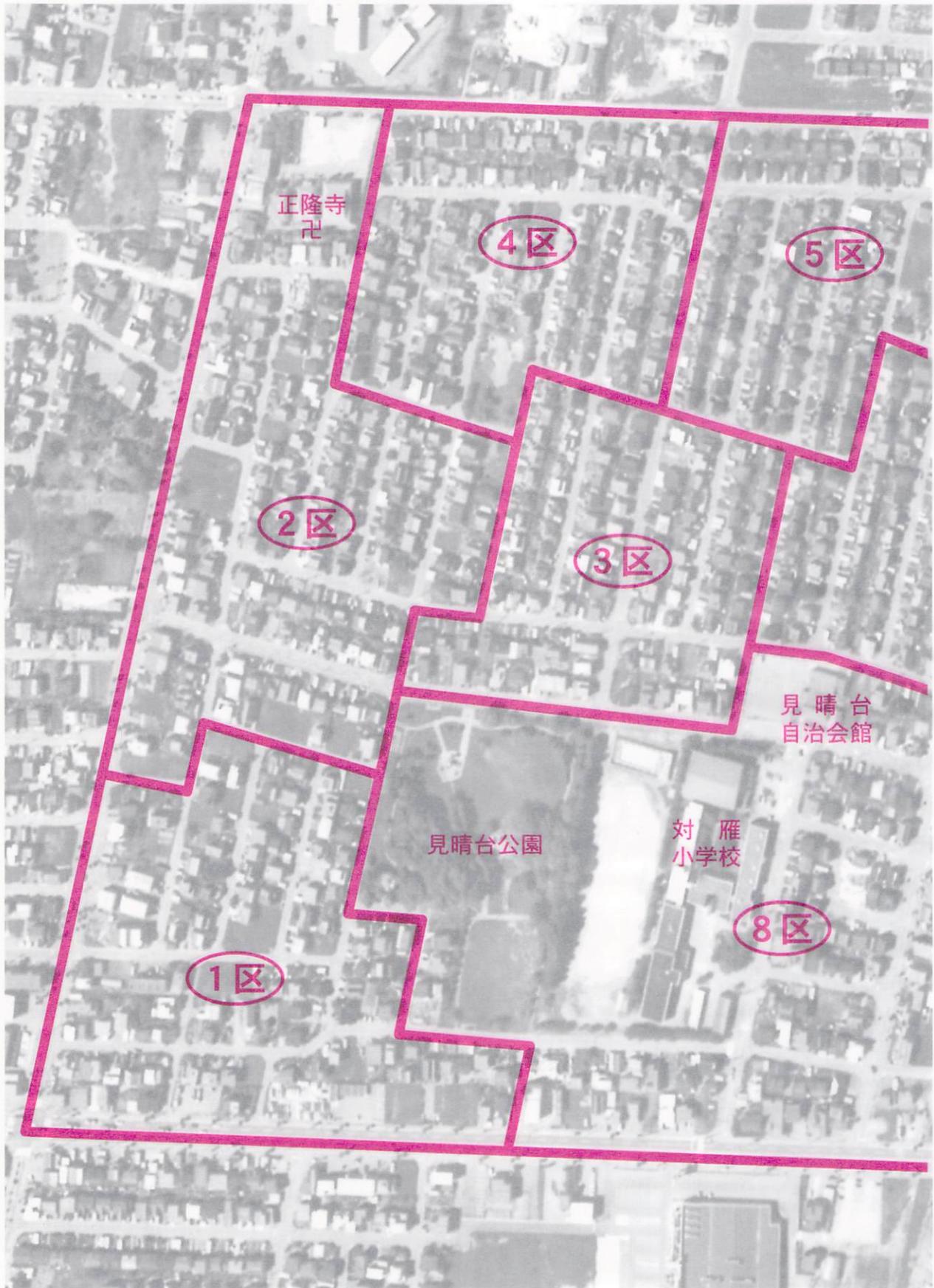


役名	氏名	所属区班	
実行委員長	山 岸 勝 明	1区 1班	
副実行委員長	三 橋 勝	7区 3班	
副実行委員長	知 野 辰 男	11区 6班	
総務部会	部 会 長	阿 部 晃 治	10区 8班
	副 部 会 長	梅 本 雅 則	13区 1班
	委 員	竹 部 勇	7区 1班
	委 員	中 山 雄 二	9区 4班
	委 員	若 狭 淳 治	6区 5班
式典祝賀会部会	部 会 長	野 村 信 一	8区 1班
	副 部 会 長	蛭 名 悦 子	7区 7班
	委 員	池 田 和 子	2区 4班
	委 員	中 屋 時 雄	7区 3班
	委 員	山 本 由 美 子	13区 5班
記念誌部会	部 会 長	久 守 信 章	11区 3班
	副 部 会 長	西 村 光 治	9区 6班
	委 員	相 河 英 春	11区 1班
	委 員	大 桶 修 一	9区 6班
	委 員	谷 口 外 春	10区 3班
記念事業部会	部 会 長	小 番 長 作	1区 1班
	副 部 会 長	伊 藤 裕 己	8区 1班
	委 員	定 岡 敬	2区 6班
	委 員	野 田 拓 男	4区 3班
	委 員	本 田 猛	13区 2班

わが故郷の地図・鳥瞰景

江別市役所提供 平成11年撮影 空中写真 東側

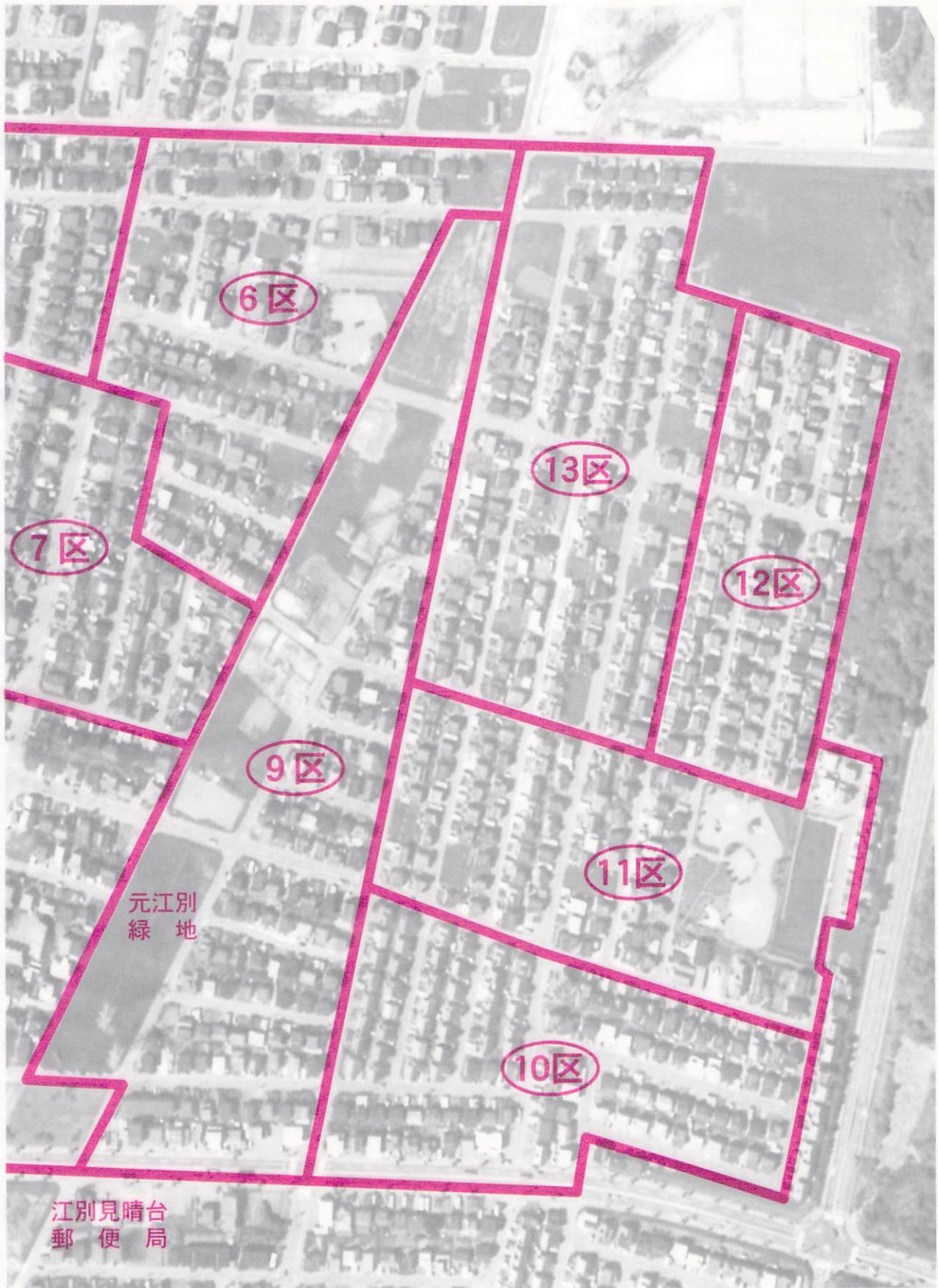




わが故郷の地図・鳥瞰景

江別市役所提供 平成11年撮影 空中写真 西側





編集後記

見晴台自治会が産声を上げて20歳という時を刻むにあたり、事業の一環として先人の業績を偲び、自治会の足跡を次世代へ伝えるべく、記念誌を発行する運びとなり、昨年7月10日、創立20周年記念事業実行委員会が発足しました。

私ども5名が記念誌編集担当として委嘱されましたが、何分素人の集まりのため、暗中模索の中、先輩役員の残した貴重な記録を頼りに歩を進めて参りました。

数度の編集会議を経て、校正から写真の選定・パソコン打ちと、どうやら体裁だけは整えました。

経験不足が目立ち、会員各位のご満足を得るにはほど遠いとは思いますが、先人の業績を見つめ、より良い自治会員相互の絆を深めたいという刊行の趣意をお汲み取り頂き、向後の自治会活動が30年、40年の歩みの中で益々進展することを祈念すると共に、貴重な資料・写真の提供を下された方々に、心からなる感謝を申し上げ、編集後記といたします。

見晴台自治会創立20周年
記念事業実行委員会記念誌部会

久	守	信	章
西	村	光	治
大	桶	修	一
相	河	英	春
谷	口	外	春



江別市見晴台自治会
創立20周年記念誌

平成19年11月1日

発行 江別市見晴台自治会
編集 記念誌部会
印刷 有限会社ア・ノ研究社